

地域貢献協定書

平成19年8月31日

地 域 貢 献 協 定 書

鹿児島市長 森 博幸（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ 代表取締役社長 深町 勝義（以下「乙」という。）は、乙が鹿児島市内において大規模小売店舗を増床するにあたり、乙が取り組む地域貢献策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が、鹿児島市内において大規模小売店舗を増床するにあたり、地域社会の一員としての役割を十分認識し、地域との共存を図ることにより、甲が進める活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与するよう締結する。

（まちづくりへの協力）

第2条 乙は、甲が進める各種まちづくりの取り組みに対し協力するものとする。

（地域との連携）

第3条 乙は、地元町内会等と連携し、その活動に積極的に協力するものとする。

（地元製品の販売促進への協力）

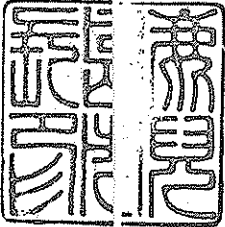
第4条 乙は、地元製品の積極的な販売促進に努めるものとする。

（地域雇用の確保）

第5条 乙は、店舗の従業員については、地元からの優先的な雇用に努めるものとする。

（防犯・防災対策）

第6条 乙は、店舗及びその周辺において防犯対策を推進するとともに、地域防災に積極的に協力するものとする。



(環境や省エネルギー対策等の推進)

第7条 乙は、店舗内や店舗周辺的环境保全等の取り組みを積極的に推進するものとする。

(交通対策)

第8条 乙は、店舗周辺における各種交通安全対策について、十分配慮するものとする。

(店舗閉鎖時の適切な対応)

第9条 乙は、店舗を閉鎖するにあたっては、後継店の確保に努めるとともに、防犯、安全対策等について十分配慮するものとする。

(その他)

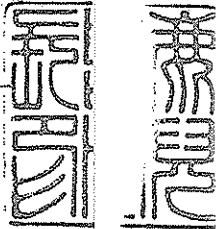
第10条 甲は、出店地周辺地域の実情を考慮し、その他必要と認める地域貢献策を乙に求めるものとする。

(協定上の地位の承継)

第11条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この協定上の地位を承継する必要が生じたときは、この地位は、後継店舗の設置者に引き継ぐものとする。

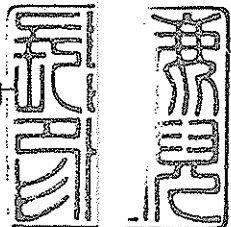
(疑義の処理)

第12条 甲と乙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。



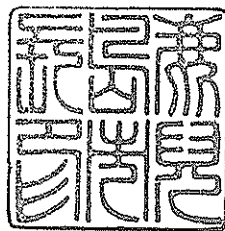
上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印して各1通を保有するものとする。

平成19年8月31日



甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

森 博 幸



乙 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役社長

深田勝美

